

令和2年7月31日

保護者様

京都府立桂高等学校
校長 角井 弘之

新型コロナウイルス感染拡大防止に係る対応等について

平素は本校の教育活動に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

明日より夏季休業期間となりますが、京都府内の新規陽性者数の状況等踏まえると、引き続き、緊張感をもって感染予防対策を徹底することが必要です。

つきましては、夏季休業期間においても、下記のとおり御家庭での対応をいただきますよう一層の御理解と御協力をお願いいたします。

併せまして、府教委から「**府立学校の部活動に関する段階的な緩和条件の変更**」等について**通知（裏面）**がありましたのでお知らせいたします。府内の感染者数の増加を踏まえた感染防止対策上の措置であり、本校においても適宜対応しますので御理解いただきますようお願い申し上げます。

記

1 御家庭で御協力いただきたい内容について

(1) 生徒の皆さんへ

- ・夏季休業期間でも、生活リズムを整えて、健康的に過ごすこと
- ・**部活動等で学校に登校する時は、朝（登校前）の検温と健康観察をお願いします。発熱、咳等の風邪症状及び体調不良等がある場合は、決して無理をせず、自宅で休養してください。**
- ・不要不急の外出はできるだけ避けるようにして、外出する際には3密【密閉・密集・密接】を避け、マスクを着用するとともに、こまめに手洗いをする
- ・公共交通機関利用時は会話を控える等「新しい生活様式」を踏まえて行動すること
- ・感染者や濃厚接触者及び医療従事者等が差別・偏見・いじめ・誹謗中傷の対象にならないよう、十分配慮・注意するとともに不確かな情報に惑わされて人権侵害につながることはないように、正しい情報に基づいた冷静な行動をすること

(2) 保護者の皆様へ

- ・御家庭でも「学校の新しい生活様式」を踏まえた感染症対策及び、人権侵害につながることはないように、正しい情報に基づいた冷静な行動をお願いします。
- ・お子様が学校に登校するなど外出する場合は、健康観察をしていただき、風邪等の症状がある場合は決して無理をせず、自宅で休養させてください。
- ・夏季休業期間であっても、**新型コロナウイルスへの感染が疑われる状況が発生した場合には、速やかに学校まで連絡**いただきますよう宜しくお願いします。

2 その他

- (1) 発熱が続くなど感染が疑われる場合は、保健所または専用相談窓口（京都市内の方は075-222-3421、京都市外の方は075-414-4726）へ御相談いただき、指示に従ってください。
- (2) 今後の感染状況等により、「緊急の連絡」をする場合がありますので、こまめに学校HP等を御確認ください。
- (3) 御不明な点等がございましたら、学校まで御連絡ください。

連絡先：075-391-2151 メール：katsura-hs@kyoto-be.ne.jp

※休日、及び8/11（火）～14（金）の学校業務休止日は留守電対応となりますので、メールでの連絡をお願いします。

令和2年7月29日

各府立学校長 様

保健体育課長
高校教育課長
特別支援教育課長

新型コロナウイルス感染症に係る府立学校の部活動について

国の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針において、8月1日以降のイベント開催が8月末日まで現在の制限を引き続き維持したことや、府内の新規陽性者数の状況から、部活動について、令和2年6月12日付け事務連絡「府立学校に係る部活動の段階的緩和について」を下記のとおり変更しますので、適切に対応していただきますようお願いいたします。

記

1 部活動について

(1) 引き続き、通常の活動を継続する。

ただし、8月1日（土）からの段階的緩和における対外的活動（練習試合や合同練習など複数校が集合する活動、校外での活動等）については、当面の間、次のとおり条件付きとする。

対 象	8月1日（土）以降の条件
参加者数	参加者数に制限は設けないが、不特定多数の集合ではなく、密集を回避した上で、管理できる人数とすること。
活動場所	<u>原則、府内での活動</u> とするが、実施地域の感染状況及び各自治体の対応方針等に鑑み、判断すること。
他府県交流	<u>他府県の学校との交流は禁止する。</u>
宿 泊	<u>原則、府内での宿泊</u> とするが、宿泊地域の感染状況、施設の感染対策及び各自治体の対応方針等に鑑み、判断すること。

(2) 他府県で開催される公式大会・発表会等への参加にあたっては、開催地域の感染状況及び各自治体の対応方針等に鑑み、判断すること。

(3) 自校参加者に係る書類等の保管は、従来どおりとする。

(4) 国の対処方針等に変更があった場合は、改めて連絡する。

2 その他

(1) 活動への参加にあたっては、引き続き、新しい生活様式を遵守し、感染拡大防止に万全を期すとともに、保護者の理解を得た上で、無理をさせることがないよう配慮すること。

(2) 今後の感染状況等により、上記の内容は変更することがある。